

## 審査基準（公表用）

様式第3号  
所管課 建築住宅課

法令名	宅地建物取引業法	法令の番号	昭和27年6月10日 法律第176号						
許認可等の種類	宅地建物取引士証の交付（新規）	根拠条項	法第22条の2第1項						
審査基準	<p>第18条第1項の登録を受けている者は、登録をしている都道府県知事に対し、宅地建物取引士証の交付を申請することができる。（宅地建物取引業法第22条の2第1項）</p> <p>法第22条の2第1項の規定により宅地建物取引士証の交付を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した宅地建物取引士証交付申請書（以下この条において「交付申請書」という。）に交付の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものを添えて、登録を受けている都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>1 申請者の氏名、生年月日及び住所 2 登録番号 3 宅地建物取引業者の業務に従事している場合にあつては、当該宅地建物取引業者の商号又は名称及び免許証番号 4 試験に合格した後1年を経過しているか否かの別 （宅地建物取引業法施行規則第14条の10第1項）</p> <p>宅地建物取引士証の交付を申請しようとする者（試験に合格した後1年以内に交付を申請しようとする者等を除く。）は、交付申請書に法第22条の2第2項に規定する講習を受講した旨の証明を受け、又は交付申請書にその講習を受講した旨の証明書を添付しなければならない。（宅地建物取引業法施行規則第14条の10第2項）</p>								
	受付機関	建築住宅課	処理機関	建築住宅課	交付機関	建築住宅課	標準処理期間	5日	目次
							標準経由期間	日	NO